

# お持ちですか？

## 精神障害者医療費受給者証！

平成26年10月から精神障害者通院助成事業の拡充により精神障害者保健福祉手帳の障害等級に応じて「精神障害者医療費受給者証（以下、受給者証）」が交付されることになりました。

この「受給者証」をご診察等の際、医療機関等の窓口でご提示いただくと、お支払いされた1ヶ月の医療費の自己負担額のうち、診療を受けられた医療機関毎に500円（14日以上入院については1000円）を差し引いた額が、市町村と県から助成（自動償還）されます。

この制度で一番ご注意いただきたいのが、精神障害者保健福祉手帳（以下、福祉手帳）の更新手続きです。

受給者証は、福祉手帳の障害等級に基づいて交付されます。  
根拠となる福祉手帳が更新されなければ、受給者資格を失うこととなってしまいます。

制度開始から約2年が経過します。福祉手帳の有効期限は2年です。更新の時期を迎えられる患者さんも多いのではないのでしょうか？

詳しくは奈良県HP（奈良県精神障害者医療費助成事業について）をご参照、若しくは各市町村窓口までお問い合わせ下さい。